

財務省告示第六百三十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十五年十月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十五年十月十七日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行の価格	募集の価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百十 三回）	平成十五年度における公債の発 行の特例に関する法律（平成十 五年法律第十八号）第二條第一 項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 額	九百九十九億五千万円	九百九十九億五千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年十月二十日	額面金額百円につき九十九円九 角五分	年一パーセント	平成十六年四月二十日算出た と、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期

十	十	十	十	十		十
八	七	六	五	四		三
払	募	払	元	償	償	後
込	集	場	利	還	還	の
期	期	所	金	金	金	二
日	間		支	額	限	期
						子
						以

平成十五年十月二十日
 平成十五年九月三十日
 平成十五年十月四日まで
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成十七年十月二十日
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を支払期とし、各支払期におい
 毎年四月二十日及び十月二十日
 後、第二期の利息

$$\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十四号において規定
 する期日について同じ。）